

第百二十九回国会 院 労働委員会 議 録 第 五 号

平成六年六月十日(金曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 松岡満壽男君

理事 赤城 徳彦君

理事 住 博司君

理事 大石 正光君

理事 岩田 順介君

加藤 卓二君

藤尾 正行君

石田 美栄君

中野 寛成君

池田 隆一君

永井 孝信君

山名 靖英君

寺前 巖君

出席國務大臣

労働大臣 鳩山 邦夫君

出席政府委員

労働大臣官房長 征矢 紀臣君

労働省職業安定局長 七瀬 時雄君

労働省職業安定局長 渡邊 信君

労働省職業安定局長 松原 重順君

労働省職業安定局長 太田 俊明君

労働省職業安定局長 青木 宏之君

労働省職業安定局長 補欠選任

委員外の出席者

委員の異動

六月十日

辞任

愛野興一郎君

補欠選任

青木 宏之君

第一類第十二号

労働委員会議録第五号

平成六年六月十日

古賀 正浩君 白沢 三郎君
中野 寛成君 石田 美栄君

同日

辞任

青木 宏之君 補欠選任

石田 美栄君 愛野興一郎君

白沢 三郎君 中野 寛成君

古賀 正浩君 古賀 正浩君

本日の会議に付した案件
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○松岡委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤城徳彦君。

○赤城委員 おはようございます。障害者の雇用の促進等に関する法律に關しまして御質問させていただきます。
まず、障害者の雇用の現状でございますが、一般の法案の趣旨説明にもございましたけれども、法定雇用率一・六％に対して実雇用率一・四一％、まだまだということでございます。この一・四一％も、よく見てみますと、前回の法律改正でカウソントの仕方を変えておりますので、重度の精薄者のダブルカウント、あるいは短時間の重度身体障害者または重度精薄者がカウントに加えられたというところで、実際にはその分見かけ上の増し分がある。あるいは、分母に当たります常用雇用労働者数、これが不況の影響で余り伸びていない。そういう意味では、この一・四一％という数字自体

相当割り引いて見なければいけないのじゃないかと思えますけれども、その点の数字的な背景はどうなつておりますでしょうか。

○七瀬政府委員 先生御指摘のとおりでございます。一つは、分母となります常用労働者全体の伸びが余り伸びていないということもございまして、それから、おっしゃいますように、ダブルカウント制度で数字が上がつてきているということもございまして、雇用率の上昇がそのまま障害者雇用の絶対数の拡大を意味するものではないと思ひます。

ただ、平成五年度の調査におきましても、分母の常用労働者数の伸びが一・二％となつておられるのに対して、障害者を持つておられる方々の実数の伸びが三・五％ということもございまして、厳しい雇用状況の中でも、労使の皆さん方に障害者の雇用に非常に御努力いただいているということとは言えるのではないかと思つております。

○赤城委員 全体として法定雇用率にどのくらい近づいているかというのはいさづか政策目標であるのですけれども、やはり大事なものはその中身で、どういふ障害者にどの程度雇用が進んでいるかということになると思つております。

さらに、その中身を検証してみますと、重度の身体障害者の就業率が大体三三％、三人に一人、一般の身体障害者では四三・七％ですから、やはり重度の身体障害者はまだまだおくれつておる。それから、精神薄弱者はまたさらに深刻でありまして、精神薄弱者の雇用数に占める重度の精神薄弱者が九・七％。精神障害者については特に数字的なものはありませぬけれども、これもまだ雇用が進んでいないと聞いております。

前回の法改正では、まさにこういうところに焦点を当てて、重度の障害者を中心として、また、特に精神薄弱者や精神障害者をこの法律対象に加

えるということでも、広く障害者全般を法目的にして雇用の促進を図ろう、こういうことだったのですけれども、この数字を見ましてもなかなか改善が見られていないのじゃないか。そういう意味では、カウントだけ増ししてみてもだめなのであつて、本当にそこら辺の雇用がどう進んでいるのか、それを教えてください。

○渡邊(信)政府委員 今御指摘いただきましたように、前回の法改正によりまして、特に重度の方の雇用促進を目指そうということで努力をしてまいりました。

今おっしゃいましたが、重度の方の就業の実態を見ますと、まだなかなか立ちおくれが見られるという状況であります。ただ、大変不十分でございまして、今回の法改正によりまして、特に、さらに重度の方の雇用促進を図るためにきめの細かい対策が必要ではないか、こういったことでも今回提案をお願いしております。

○赤城委員 細かく見ていきますと、いろいろ問題が出てくるのですけれども、もう一つは企業の規模別でありまして、千人以上の大企業で見ますと雇用率一・三％、中堅というのですから中小で、六十三人から九十九人の規模で二・一％。ですから、本来でしたら、その社会的責任から見て、企業の規模が大きくなるほど、大きな企業というのはそれなりに障害者の雇用ということに對してもっと理解があつていいのではないかとおもうのですけれども、数字の上ではむしろ大企業ほど雇用が進んでいない。

そこで、企業の障害者雇用に関する計画を出させて、それについて勧告や指導をする、それでもなかなか進んでいないところに対して公表したわけです。平成四年、四社について公表したわけです。調査したのが大体二百二十社、計画提

単位といひましても、全国三千市町村にすべからこれを設置するというでもなかなかないようでございます。これからどういふふううに支援センターを設置していくのか、また、特に前回の法律改正でも焦点になりました重度の障害者あるいは精神薄弱者、そういった方に対してどういふふううにきめ細かな支援、サービスをされるのかということも教えてください。

○渡邊(信)政府委員 今回、授産所のような福祉部門と雇用との連携をうまくとりながら重度の方の雇用を進めていこうということを考えておるわけでございます。

重度の方の雇用を促進するためには、単に職場の中で十分手当がなされればよいというだけではなくて、例えば通勤とか住宅とか、雇用を取り巻く周辺のいろいろな問題をあわせて考えないとなかなか雇用が進まないのではないかと考えております。特に、重度の方の雇用については地域のボランティアの方の協力を得るようなことも必要だと思っておりますし、やはり身近な地方自治体において自治体を挙げて取り組むということがないとなかなか進まないと思っております。今回考えております障害者雇用支援センターというのは市町村の区域を単位として設立してもらおうというふううに思っているわけでありまして。

まずモデル的に開始をするということになると思っておりますので、今年度は四市町村を計画しているわけでありまして、まだまだ出発時点は大変少ないわけでありまして、当面発足する市町村につきましては、必ずしも県庁所在地というふううな大きなところだけではなくて、人口三十万人程度の人口集積地を中核とした区域、こういふところ等も考えたいところかというふううに現在考えているところでありまして、いずれにしても、市町村がまず取り組む姿勢を示していただいでそれに対して助成をしようというふううなことから、まず第一義的には市町村の主体的な姿勢というものが重要かというふううに思っております。

このセンターで行います業務、特に支援の対象

となる重度の障害者ですけれども、これは法律上の定義としましては、職業生活を進める上で継続的な支援が必要だ、こういう方ということに定義をしております。具体的には重度の身体障害者の方、重度の視覚障害者あるいは聴覚障害者、脳性麻痺といった重度の方あるいは精神薄弱者、精神障害回復者、こういった方が対象となるというふううに思っております。

ここで具体的に業務をすけれども、例えばセンターの施設の中に作業室を設けて専任の指導員を置きます。そこで、例えば簡単な部品の組み立て等の作業をして、実際にそこで作業をしていただきまして基本的な労働習慣を身につけていく、あるいは就職後の職場定着の指導、こういったことをボランティアの支援等も受けながらやっていったらどうか、こんな構想を描いているところでございます。

○赤城委員 今までは県の職業センターがございましたけれども、やはり県庁所在地にしかないというふううなことはなかなか、特に障害者の方にとっても負担でありますので、きめ細かく各地区、重点的にこの支援センター、これから設置していただきたいと思っております。

そこで、これからのいろいろな対策、これは法案の中にも盛り込んでおりますけれども、例えば助成措置について、現行は作業施設だけでしたけれども、福祉施設をこれに加える。福祉施設と一言で言いますが随分範囲が広いと思っておりますが、具体的にはどんな施設が対象になるのか、お願いたします。

○渡邊(信)政府委員 従来は福祉施設は助成の対象でなかったわけでございますが、今回障害者の方の職場定着を一層進める、こういった観点から企業における福祉施設も助成の対象とするということにいたしました。具体的には、保養所でありましてか体育施設あるいは食堂、休憩室、こういったものを障害者向きに設置する、あるいは改修するといったときに助成をしたらどうかというふううに考えております。

○赤城委員 福祉施設に対しても助成する、あるいは通勤や住宅の方ですね、これも団体に対して助成していくということで、相当な充実が見込める、望めると思っています。

もう一つは、障害者の処遇の改善または雇用の継続を図るために行う配置転換、職種転換、これを新しく十八条の二の三、要するに配置転換やポスト、昇進をするときの施設ということなんですけれども、これは具体的にどういふことを指しているのか。それから、障害者を雇用するときに必要な施設というのは十八条の二の二や二の二で今までは認められていたわけですが、これも基本的には同じであって、これは障害者を雇用するために必要な特別な機械、施設に対して助成します、これは今までも言ってきたことですが、これもぜひ新たに号を起して設けているのか、そこもあわせて説明してください。

○渡邊(信)政府委員 障害者の雇用につきまして、現行法では一・六という雇用率制度を柱にして進めてきているわけでありまして、従来、どうしても雇用の量を確保するというところが重点になってまいりました。先ほど大臣の御答弁にもありましたように、障害者の雇用は単に量が確保されればよいというだけじゃなくて、障害者の方が本当に持っている能力を発揮して職業生活を送ることができ、こういったことが重要で、いわば量と同時に質もこれから考慮していかなければいけないというふううに思っております。

今回、ささやかではあります改善に取り組みうとしておりますのはそういった趣旨に基づくものでありまして、従来の助成は、障害者の方を採用するときに職場施設を改善しないとなかなか雇用につけなない。そういうことで職場環境を改善して障害者を採用するというときに助成を出していただくわけでありまして、あるいは当初改善した設備をさらに改善するというふううなときについての助成をしてまいりました。

今般は、先ほど申しましたような観点から、職業について障害者の方その職場の中でさらにキャリアアップをしていく、別の職場に移るあるいは管理的な職業に移っていくというふううなときに、採用後に必要となる職場環境の改善、こういったものを新たに助成の対象にするということによって雇用の質の方のアップということをぜひやっていただきたい、こんな観点から新たに取組むことにしたものでございます。

○赤城委員 これは法律の立て方の問題だと思っておりますけれども、要するに障害者を雇用する、そのために必要な、例えば機械についても障害者が扱いやすいように改良しなければならぬ、そのために必要な助成をします、こういったのが、この関連の十八条の条項の趣旨だと思っております。

ということは、今までは、雇用をするときその機械を更新するときはできませんでしたけれども、配置がえになりました、あるいは管理職になりましたというときには認められなかった、非常に狭くこの条を立てていた。一方で、さっきの福祉施設につきましては、福祉の向上のための施設とか、そういうふううな書き方で体育施設あり、食堂あり、休憩所あり、非常に幅広く、福祉のための施設だつたらいいですよ、これは非常にバランスからいって悪いんじゃないか。

むしろ、広く法目的に合うような施設について、障害者のための必要な施設については面倒を見ますよ、あとは政省令、そつちで見なければいいのであつて、なぜこだけ非常に狭く解釈しているのかなというのが疑問なんですけれども、どうでしょう。

○渡邊(信)政府委員 この助成措置の財源でございますけれども、雇用率を達成していない事業主から徴収した納付金によって助成をいろいろとやっているわけでありまして、そういった意味では使途を厳格に法律で書くということになっております。ということで、従来、職場環境改善の助成につきましては、法律の規定の仕方が採用時のものに限るといふふううな書き方になっておりま

して、今回それに追加をして、採用後の設備の改善についても加えるということにしたものでございます。

ただ、先生御指摘のように、私どももこの条文を見ておりまして、本当にバランスがとれているかどうかというところはやはり問題もあるというふうな思っておりますので、いずれ整理をする機会には必要ではないかというふうには思っております。

○赤城委員 それから先ほどの御答弁の中にもありましたが、この支援センターは特にボランティアというものに焦点を当てていこう、こういうこととございます。確かに、障害者の雇用を促進するためにボランティアに負うところというのは非常に大きいと思えます。

ところで、今回の法改正の中で、そういう雇用促進を支援していただくボランティアの方に対して、情報の収集、提供や研修をします、こういうふうに出ておられますけれども、そういう情報とか研修とかそれもあることながら、これから、例えば通勤のために付き添っていただく方とか、そういうボランティアの精神的な負担もありますし、実際の生活の上で自分の仕事をお持ちの方でもかなりの犠牲を払いながら障害者の雇用のために働いていただいている。そういうところにもっと直接にボランティアの方のバックアップ、支援ができませんかと思っております。

それからもう一つは、ボランティアの方にだけ、もちろん、だけじゃないのですけれども、負担をかけて障害者の雇用を促進していくということではないわけです、やはり行政の側とボランティアの側との関係をこれからどういうふうにしていくのか。ボランティアの方にお願いなしなればならない部分あるいは行政として支えていかなければならない部分、双方あると思えますけれども、その関係をどういうふうにお考えでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 今回支援センターを設立いたしました、その重要な一つの部分として、ボラ

ンティアの方の活用というものを考えているわけでありまして。ただ、これは全く初めての試みですから、どういうふうなボランティアの方が、本当に集まってくれるのか、本当に障害者のために親身に活動していただくことができるのか、あるいは今おっしゃいましたように行政として研修等以外にも何らかの支援が必要かということ、実際のところ試行錯誤的なところがあるかというふうな思っております。

現在の段階では、ボランティアの方、家庭の主婦ですとか学生の方あるいは地域でこういった運動をしておられる方とか、そういったことを予定しているわけでありまして、その方に対する財政的援助というものは現在の段階では考えてない、純粋なボランティアとしてやっていただくというふうな思っているわけですが、これは今申しましたように、実際に経験を積む中で、どういった行政的な援助が必要であるかというふうなことはまた検討しなければいけないというふうな思っております。

さらに、現行の制度といたしましては、ボランティアの域を越えまして、事業所で実際に、例えば精神薄弱者の方の業務遂行を援助する方を置くとか、あるいは視覚障害者の方のためにいろいろなものを讀んだり聞かせたりするといった仕事をやる職場の介助者を置く、こういった方を事業主が配置しました場合には、月十五万を上限として助成をしているわけでありまして、仮にボランティアの方がそういった職も兼ねるといふことになると、制度の中に入っていくことにならうと思えますが、いずれにしても、ボランティアの方と職場における介助者との関係等につきましては、この事業が始まっていろいろとやってみる中で、いろいろと考えていく点もあろうかと思えます。

○赤城委員 このボランティアという言葉、これは自発的な、ボランティアなことだと思っております。だからボランティアの方の自主性でやっ

ていただくのであって、行政がそれに対していろいろ財政的に援助してしまつてはボランティアにならないんだというふうな議論がほかのところでもあるのです。

例えば、PKO活動にボランティアで行っていただく。会社を休業して、休みをとって行くのだけれども、場合によってはそれだけの理解が得られなくて会社をやめなければいけない。あの中田厚仁さん、カンボジアで亡くなりましたけれども、あの方にカンボジアでお会いしたときには、私はカンボジアのために働きたい、会社の理解が得られなかったから私やめてきました、もう帰るところはないのですと言われながら、ボランティアの仕事をしていただいております。

しゃくし定規な解釈で言うと、自発的にやっているとだから、会社を休んだときの給与保障とかあるいはそういう財政的なバックアップというのは、ボランティアに対してやるのはおかしいというふうな理屈があるのかもしれないけれども、私は、そういうみずからの犠牲を払いながら社会のために奉仕していただく方に対して、より積極的な財政的な支援というのがあるといいものではないかな。ボランティアの語源からどうこうじゃなくて、そういう犠牲を払いながら奉仕していただいている方に対して、より行政としてもそれを支えてあげていただきたいと要望しておきます。

それから、特例子会社という制度ができました、大分ふえてきた、このように聞いております。障害者の方に合った職場を提供するという面ではプラスでもありますけれども、しかし健康者の職場と障害者の子会社という別の職場があつて、ノーマライゼーションの考え方からすると、健康者の中に障害者もまぎって一緒に働くということではいけないのです。一方で障害者の雇用を促進する制度ではありますけれども、他面ノーマライゼーションという考え方からすると、障害者を分離してしまうというふうなデメリットがあると思えます。この特例子会社、今どういう状況で、

そこら辺どういうふうにお考えでしょうか。○鳩山国務大臣 この問題は、詳しくは政府委員から御答弁申し上げますが、今先生がおっしゃっていることは、これは教育の世界でも一番大きな話題になつていっているわけですね。

結局、ノーマライゼーションというのは、健康者の方と一緒になつて、それこそお互いが余り気を使わなくてもいいような状態になることを目指してノーマライゼーションと言ふんだと思ふのですけれども、そんな中で、統合教育、インテグレーションなどという言葉があえて使われたりするの、ただ一緒にするだけじゃダメなので、やはりその障害者あるいは障害児にとって一番いい環境や状況をつくつてやること、それが統合教育というのではないかな。一緒にすることが統合じゃないんだよ、一緒にする局面もあり、多少別に扱う局面もあり、その巧みなミックスによつて、子供であれば一番自然に、障害児が一番自然に伸びていったり能力を発揮したり回復したりする、そういうふうな整理をやるのが大事なんだよ、私はどうもそういう議論をしばしば耳にしたことがございます。

今回のこの障害者の雇用の問題を考えてみましても、それは非常に重度の、例えば精神薄弱というふうなことで、これはもう一定限度以上のことは全くできませんというふうな方々が共同作業所のようなところで涙ぐましく努力しておられる姿というのはいまだ美しいものがある。そういう方々は、一般の職場に移してもちよつと、それはなかなか難しいという条件の方も世の中にはおありだとは思ふけれども、そうでなくて、一般の健康者と一緒に仕事をすることが十二分にできる、こういう状況の方であっても、ただ一番彼らに合う職場あるいは仕事内容というのは何だろうか考えた場合は、とにかく一般の職場にぶち込みます、健康者と一緒ですというだけでなくて、やや特別の配慮を加えた職場というものがあつてもいいのかな、そういう中からこういう特例子会社、あるいはこれは最近第三セクターでできてくるものもある

○宮本委員長代理退席、委員長着席

このボランティアという言葉、これは自発的な、ボランティアなことだと思っております。だからボランティアの方の自主性でやっ

のですか、そういうふうな形になっているのではないかと私は思っています。

○赤城委員 このノーマライゼーションという考え方、考えれば考えるほど難しい問題でありまして、これはあるいは今まで、例えば障害者の方、物理的に一緒に職場では働けないというようなことが、あるいは生活の面でも、例えば階段があつてどうしてもそこに行けなかった、あそこには行けなかった、そういうふうな今までできなかったことが、いろいろな政策的な支援や技術的な問題が解決して、スロープがついてあそここの階段も上れるようになった、パソコンでも、障害者用のパソコンができてこの職場で一緒に働けるようになった、あるいは職場の構成自体、通路やいろいろな施設ができて働きやすくなって一緒に働けるようになった。一緒に働けないんだと思つてしまえば、そこでとまってしまうのです。しかし、いろいろな技術改良や政策的な前進があつて、バックアップがあつて、今までできなかったことができるようになってきたんだ、だから、なかなか難しいけれども、究極はやはりノーマライゼーション、一緒に働ける、同じなんだというところを目指してやっていきたいな、そういうふうな思うわけでありませう。

いろいろ難しい問題ではございますけれども、アジア・太平洋障害者の十年というのが始まりましたし、障害者の雇用に関する新長期計画あるいは障害者基本法、これも成立をして、これから大きく障害者の対策というのを前進していかなければいけないと思つています。最後に、もし大臣、何かこれからの障害者の雇用あるいは障害者対策全般について御決意がありましたらお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○鳩山国務大臣 今までの障害者の雇用対策というものは、法定雇用率等をつけることによつて、納付金制度をつくることによつて、いわば産業界の方に障害者がある程度、六十三人に一人ぐらいは雇つてほしいという政策が中心であつたと思つていますが、今回のこの法改正の主

目的は、最初は四カ所とかそういうような小さなスタートになりますけれども、市町村レベルにきめ細かに雇用支援センターをつくっていくことによつて、いわば職業リハビリというの、障害者の方が仕事へなじめるように、一種の職業訓練、これも一種のノーマライゼーションなのだろうと思つて、そういうことをやらせていただくことによつて、障害者の方々が各仕事場へ行つて就職してもらうべく暮らせるようにという、できる限りきめ細やかな職業リハビリをやるというところで、その両面が機能することで事態の前進を図るといふのが今回の最大の目標だと思つております。

ただ、一人一人障害者の皆様方にはそれぞれ生身のお体をお持ちですからいろいろな要素があるわけで、一律に判断をしても、一律に扱つてもみんなが幸せになれるとは限らないという難しい問題もあります。後半赤城代議士の方から御指摘をいただいた一緒にすることあるいはもつと温かい扱い方とか、これは本当に障害児教育でも障害者の雇用でも常につきまとう問題だと思つておられます。ノーマライゼーションというのは、みんななどかく一緒に暮らしたいというほど単純な概念ではないはずでございますから、その辺の扱いも我々研究していかなくてはならないと思つています。あるいはLD、ラーニングディスプレイという、この間予算委員会でも問題になっておりましたが、学習障害児とか学習障害者と言われている方々等もいわば新たな分野として対応を考えなければならぬと思つておりました。課題は山積をいたしておきます。

いずれにいたしましても、我が国が二十一世紀に向かつて本当の意味で世界で一流の国家になるためには、障害者に対して意識過剰になる、そういう国家ではなくて、障害者を自然に受け入れる、そんな国家を目指していくべきだと考えます。

○赤城委員 ぜひ今回のこの法改正を契機に、大臣が今おっしゃられたような新しい方向、障害者

雇用がさらに前進しますよう御努力をお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○松岡委員長 山元勉君。

○山元委員 山元でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

「完全参加と平等」という大きなスローガンで取り組まれました国連障害者の十年が一昨年終わりました。それに続いて、昨年の三月に今度は「全員参加の社会づくりをめざして」、そういうスローガンで障害者対策に関する新長期計画がつくられました。そういった中で、障害者の自立意識も高まりましたし、さらにはそれに対する社会の認識も高まったというふうに思います。そして、行政の施策も一定前進をしております。

しかし、障害者の社会参加の一つの目安であります障害者の雇用率でございますと、十年前に一・二五であつた、昨年は一・四一であつた。これは十年かかつて、先ほど話がありまして、少し甘い数字になつていのではないかと言われましたけれども、それにしても〇・一六%しか上昇をしていない、いわば改善されていないわけですね。決して速いとは言えない状況だといふふうに思ひます。

幸いにして、ことしの予算で障害者の社会参加ということで、障害者と高齢者にやさしいまちづくり事業というのが厚生省だけではなく運輸省でも建設省でも取り組まれるようになりました。これは前進だといふふうに思ひます。そういうこと中で、さらに雇用の面では一層の前進ということ今度の法改正が行われるわけですね。

私は、この中で考えるのですが、細川政権の中でこの予算編成作業に当たつて、私も社会党の作業チームもこういう福祉のまちづくりについて努力をいたしましたし、またこの法案づくりについては、この四月まで永井前政務次官はそちら側にいらつちやつて汗をかいていただいたわけですね。そういう意味で、大きな前進といふことで賛成をする立場で、きょうはひとつ障害者の雇用、社会参

加ということでも幾つか御質問を申し上げて、また要望も申し上げたいというふうに思つております。

そこで、最初に大臣にお尋ねしたいわけですが、この障害者の雇用についてどういふ状況にあるのか、あるいはどういふ動向を示しているのか、大臣の認識と、これに対して労働省としてどういふふうに取り組もうというふうにお考えになつていらつちやるのか、まず御所見をお伺いしたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 先生既にある程度御指摘をされましたし、赤城委員と私とのやりとりも聞いていただいておりますが、先生お話しのように、いわゆる法定雇用率というものを設定してから十年という間にそれほど大幅な改善を見ていないのではないかとおっしゃられると、確かに歩みは遅々たるものであろうかと思つております。

ただ、平成四年の六月に一・三六%、昨年の六月には一・四一%と近年着実な改善を見てまいりましたのは、この法律の効果があらわれてきているというだけでなくて、日本という国家全体が成熟して相当意識も改まってきているからではないか、そのようにも考えるわけでございます。実際雇用されている障害者の数も、平成四年には二十三万人、平成五年には二十四万一千人と、一応着実な増加をしているわけでございます。

ただ、もちろん法定雇用率は下回つております。先ほど分母分子の話で、最近景気の状態がよくないから分母が余りふえていないからねと言われれば、もちろん我々はそれを否定することはできません。そして、分子の方はダブルカウント制をしいたからではないか、こう言われますと、確かに重度の方をダブルカウントにしましたから、その分若干の率の増はあらうかと思ひますが、しかし、これは何も率を大きく見せるためにダブルカウントにしたのじゃなくて、重度の方を少しでも多く雇つていただきたいたという政府、国家としての願いがダブルカウント制ということになつていられるわけでございますので、その辺を御理解をいただきたいたと思つております。

ただ、先ほども議論に出てまいりましたが、障害をお持ちの方で有効求職者数というのか、職業安定所に働きたいのだが何とかなりませんかとお見えになる数がこれまた増加しているというのを考えれば、法定雇用率の一・六〇というの何れも絶対的な数字ではないわけでございます。その辺の状況を見て法定雇用率だつて当然変化あつてしかるべし、このように考えるわけでございます。

ですから、先ほども申し上げましたが、私どもとしては、今後この法律改正によりまして障害をお持ちの方が仕事につきやすくなるように、企業側にお願いをするというのではなくて、それは今までもやってきたわけですから、もちろん企業側にもいろいろな、バスを買つたらどうか、手すりをつけたらどうか、設備どうですかというのをこれからやっていくわけですが、それ以上、この法律改正の主眼というものはきめ細かな市町村レベルでの職業訓練あるいは職業リハビリということをやらせていただいで、適正、適当な職場を探し出させていただいで、そのことによって障害者の方が生きがいを持って健常者と同じように幸せになつていただくこと、これが法改正の目的でございます。

○山元委員 私、大臣が文部大臣のときに文教委員でございました。学校図書館法の問題とか国立学校設置法の問題で議論をさせていただきました。そのときに、実にユニークで力強い答弁もいただいでいたわけですね。そして、言葉だけではなしに、この間も図書館の問題で、子どもと本の議論ですか、つくつていただいで、私もさすがだということに参加をさせてもらいました。

今度労働行政、この間の議論を聞いておりまして、初めだとおっしゃつていましたけれども、どうかユニークなその力強いリーダーシップをここでも発揮していただきたいというふうにお願いをしたいわけですが、今の状況は大変不況で厳しい。

きょうの新聞を見ますと、鳩山大臣が三日ほど

前に参議院でお答えになつたことがちよつと出ていまして、こういう書き方がしてある。鳩山労働大臣は「できる限り自然に女性に男性にまじつて当たり前に働けるようになるのがベストだ。今もおつしやつていまして、「空気がかムードとか意識改革ができればいい」と思つたと答えた。まあこれは局長の言葉とくくつて、「答えるにとどまつた」というようなニュアンスで書いてありますね。ですから、この女子学生の就職の問題もあるいは障害者の雇用の問題も大胆に、今申し上げましたようなそのユニークな発想、大胆な発想でぜひお取り組みをいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思つております。

○鳩山労働大臣 私、その記事をけさ見たのですが、それはひどい誤解に基づいておりまして、私は、男女雇用機会均等法、指針も変更して厳しくやる、ありとあらゆる経済団体にもお話をし、総理を中心とした関係懇談会を設置する、ただ、男女雇用機会均等法に直ちに罰則を設けるべきだなどという答弁はもちろんいたしておりませんし、企業名公表ということについても私はそういう答弁はしておりませんから、それはもつと激しく、業者テストのときぐらゐり激しくやつたらどうだ、こういうふうにお思いになる方も多いかと思つた。私も勉強してまいりたいと思つておりますが、その新聞に出ておる部分は、いや本当は、国民の意識改革が進んで労働省にも婦人局などという局がなくなつて、もう国民全体の空気としてすべてが平等で行ける方が望ましいという部分をとられて、鳩山労働大臣は余りやる気がないんじゃないかというふうな意味で、ややシニカルに書かれたかなというふうな、ちよつと残念な気持ちがあるものであります。

○山元委員 わかりました。了解します。そこで、時間も少ないですから、少し具体的に、お尋ねをしていきたいのですけれども、民間においても努力をされていきますけれども、この一・六%の問題ですが、全体に今一・四一だと、しかし、詳しく見てみると、百人以下の規模のところでは

二・一%、まあオーバーしているわけですね。ところが、だんだんだんだん悪くなつていって、千人規模以上ですと一・三%というふうな極めて悪いわけですね。そういう一・三%という企業を例へば達成率で見ると、企業で百人以下の規模では目標率を四二%が未達成で、達成した側で言うところでは五七・七%あるわけですね。半数以上が達成しているわけですね。これはひどい数字だと思つておられるのです。そういう千人以上の規模の企業に対する指導というのとはもつと厳格にすべきではないかというふうにお願ひです。そういう指導をされているのか、対応をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○渡邊(官)政府委員 御指摘のように、雇用率を企業規模別に見ますと、企業規模が小さいほどよくて、大きくなるほど、特に大企業では雇用率の達成率が低いというふうな大変遺憾な状況になっているわけでありまして、このため、労働省としては、大企業は特に模範になつていただくような存在です。ここがおかれていたのは大変問題だという意識を持ちまして、大企業につきましても重点的に従来から指導を重ねております。各県においてやつておられることはもちろんでございますけれども、雇用率の低い大企業につきましては採用担当者、トップの方を直接本省に来ていただきまして、例えば私から直接指導するというふうなことをやつておりました。ここ何年かそういう努力を続けております。

そういう結果、確かに現状を見るとまだまだ低いのですが、例えば平成四年度ぐらゐりから大企業、特に千人以上の企業における雇用率はかなり改善を見ておりました。これも少し変な話なんです。現在では五百人から九百九十九人規模よりも千人以上の方が雇用率の達成率が高くなつておる、こういうことがあります。引き続き、大企業は他の企業の模範になつていただくように、こういう努力を強化していきたいと思つております。

○山元委員 そういうお気持ちはもちろんお持ちだろうというふうな思つておられます。しかし、やはりこれ、ずっと続いている傾向というのはい切つて直す必要があるだろうと思つておられる。例えば、そういう者に対して今おつしやつたように局長が直接呼んで話をするんだ、おしかりをするんだということですね。おしかりの改正のたがひに、一九八七年の十月の改正のときにも、それから次の九二年ですか、おとしの改正のときにも附帯決議がつけられていて、公表制度の活用も十分に検討することということが附帯決議で言われておられるわけですね。ですから、今の企業というものは社会的なイメージといつてもいいか、そういうものを大変大事にするわけですが、これはやはり企業名の公表がされていらないと私は思うのです。こういうふうな達成率が二%というふうなことは、公表という、一つのこれは制裁だと思つておられるけれども、行つべきではないかというふうな思つておられる。それはいかがですか。

○七瀬政府委員 お答えいたします。実際に公表をすべきではないか、する必要があらんじやないかという議論は、御指摘ございました。たがひに国会の場でも議論をいたしました。私もいろいろと議論をしてまいりました。やはり障害者の雇用を伸ばしていくためには、社会全般の意識の問題もありますし、それから事業主にできるだけの自主的にやつていただくということが基本にあるんだらうと思つておられます。そういう意味で、公表という措置に踏み切るときは踏み切り方というの、正直申しまして非常に難しいところがあるらうかと思つておられます。

ただ、御指摘ございましたように、公表制度、いざというときには非常に改善が見られないところには公表するんだということをはつきりさせておくということも大事で、そういう意味で、三年前だつたと思つておられますが、数は四社でございますけれども公表に踏み切つた結果、そのことを契機にかなり雇用状況が改善されてきたということも

ございますので、今後ともそういったことも考えながら、公表制度、公表に踏み切ることも含めて厳正な対応をしてみたいというふうに考えております。

○山元委員 いたずらに制裁というののいいとは思いませんけれども、やはりこういう状況というのは、真面目に一生懸命になって努力をしている企業が多いわけですから、そういう点でやはり思い切ったことが必要なんだ、それが附帯決議に含まれているんだらうというふうに思いますから、よろしく措置をしていただきたいというふうに思います。

そして、去年の六月ですけれども、ことはまだ出ていませんが、未達成企業に対する指導の結果について労働省が発表しておられるわけですね。それで、公表したという形跡がないから今お尋ねをしたのですけれども、もう一つ、大企業に対する指導で、公表対象企業には該当しないけれども、不足する障害者数が原則として五十人以上の企業について調査をした。五十人以上障害者を雇用しなければならぬという企業は、少なくとも三千人以上の大企業です。その大企業を対象に実施をした。これは公表対象外です。私は、これもいかにも甘いような気がするのです。三千人以上で五十人雇わなければならない、してないというところについて指導を実施をした。これについてやはりもっと拡大をすべきではないか。障害者を三人雇わなければならない企業でも、一生懸命あやうて努力しているわけですね、三人雇わなければならない企業でも一生懸命努力している。ところが、五十人以上雇わなければならない企業について、これはやはり大変なサポーターだと思わなくてはね。そういう認識をお持ちにならぬですかね。これははいかような甘い範囲ではないか、もう少しやはり厳しく範囲を決めて調査をすべきではないかと思わんですが、それはいかがですか。

○渡邊(信)政府委員 雇用率の達成指導ですけれども、先ほど申しましたが、雇用率一・六に對して〇・八にも達していないというところをまず指導の対象にいたしまして、労働大臣から雇入れの計画をつくるよう命令を出す。それに基づいて指導いたしまして、それでもなお実施をしてもらえないというところは、最終的に公表する。公表するということを前提にして、私ども、特別指導と言っておりますけれども、そういった特別指導をしながら、雇用率がアップするようにやっております。

こういつたことは別に、必ずしもそういった基準には該当しないけれども、大企業というのは非常に雇用する方もたくさん雇用しなければいけない、そういうところが低いということは大変問題だということ、今御指摘のありましたような五十人以上のところにつきましては、先ほど申しました基準に該当しない場合でも、例えば本省の方から直接指導する、こういったやり方でおるわけでありまして、一定の基準というものはやはり必要であらうと思っております。大企業ですから採用する人数も多くなる、こういうことでございまして、大企業ですと、一カ所で年度末に障害者の方が定年で例えば十人もやめたというふうなときに、努力はするけれどもなかなか十人新しい方を見つけてるのは困難だというふうな問題も、大企業は大企業なりに持つていくわけでありまして、やはり大企業だから特別厳しくするということはなかなか難しい。やはり全体の基準でかかげながら、ただそれを上回るようなものについて直接指導する、こういつたことで運用しておりますので、今後、こういつたことでさらに努力をしていきたいというふうに考えております。

○鳩山国務大臣 具体的にどういうことだと思わしますが、ただ、先生御指摘の、五十人以上とおっしゃった件ですね。五十人以上不足するなどということば許しがたいことだと思わします。要するに、企業としての社会的な責任をどう自覚しているのか、障害者というものをどういうふうに温かく迎えていくべきかということについての認識が全くない。それは、特別な事情がある場合もあるでしょう。だけれども、五十人以上という、先生のおっしゃったように三千人以上に相当するわけですから、そういうものは許してはならないという気持ちをお私強く持ちます。

○山元委員 障害者の雇用という面では、企業にとっては、一つの社会貢献だという積極的な意識ももちろんあります。けれども、一つの責務だというふうな気持ちもあるわけですね。けれども、リスクもあるけれども頑張らなくちゃいかぬという、例えば、さっき言いましたように、百人以下の企業では五七％、五八％は達成している、大企業では二〇％しか達成してないということは、今大臣がおっしゃった許しがたいという厳しい表現がありまして、やはりそういう気持ちでいるというのを、公平に扱おうと、小さな企業は努力しているということをしつかりと踏まえたような指導をこれからおやってみようというふうにお願いをしておきたいと思わします。

次に、去年の末に障害者雇用審議会の意見書が出まして、その中に、次第にそういう雇用率は上昇しているけれども、しかしながら、重度身体障害者、精神薄弱者、精神障害回復者については立ちあがることが見られる、これまでの雇用対策では対応が十分でなかったような面について対策を講ずる必要性が高まっている、これは審議会の指摘なんです。この辺、まだ半年しかたつていませんけれども、そういう重度身体障害者、精神薄弱者、精神障害回復者、こういう人たちに、本当に切実な願いを持って人たちがいます。その問題についてどういうふうに対応していらつしやるのか、お伺いしたい。

○渡邊(信)政府委員 御指摘のように、障害者の中でも重度の身体障害者あるいは精神薄弱者、精神障害回復者の方につきましては、就業率もまだまだ障害者の中でも特に低いということが実情になつております。

労働省としまして、従来から特に重度の方あるいは精神薄弱者の方については重点的に、例えば安定所における指導等を行つてきたところでありますが、各種の助成措置につきましても、重度の方を多数雇用している企業に対します手厚い助成、あるいは職場環境改善に対する助成、あるいは第三セクター方式による企業の設立による重度障害者の雇用の促進、こういったことをいろいろと努力をしながらやっております。いろいろありますが、おっしゃる通りに、まだまだ重度の方が立ちあがっているのが実情かと思わします。

○山元委員 全部にいろいろわたるわけにいきませんけれども、重度障害者の問題でいいますと、求職人口が非常にふえてきています。それは、大臣、もう御承知だと思わしますが、昭和五十四年、今から十五年前ですね、養護学校の義務化というのが行われて、そして現に、義務化されたら、盲聾養護学校の在籍者数がどんとふえた。前の年、五十三年までは七万人ほどが在籍者だったけれども、五十四年、義務化になつたら八万八千人にどんと上がったわけですね。それが五十四年から始まつているわけですね。十五年前ですね。

そうすると、その人たちがずっと教育を受けて、今までだと就学免除とか就学猶予だとかいうふうに切り捨てられて、求職人口になかなかないかなくなつた。けれども、義務化になつて、重度の障害者も養護学校で教育を受けて、そして求職をする、求職人口に入つていく、そういうときに今来ているわけですね。もう既に大分たつてい

ますから、重度の障害者の皆さんが職を求めるといふことは、人がどんと多くなるといふことは、いわば十五年前から予定されていたことなんです。それ、今答弁がありましたように、確かにおっしゃる通り、おっしゃる通り、これはやはりエラーだと思わします。ただ単に十五年前に、ああ、十年後、十五年後にはこうな

る、重度障害者を何とかして受け入れる皿をつく
らなきやならぬ、あるいはそういう雇用の場をつ
くらなきやならぬという施策がなければならな
ったというふうに思ふんですが、そういう点につ
いてはどう考えていらつしやいますか。

○渡邊(信)政府委員 これは、いささか繰り返
になるわけですが、私も、重度の方は生活
や雇用につきことが大変難しい、これは生活
の問題等もいろいろあるわけでありまして、そ
ういったことを総合的に検討しながら雇用を進めて
いく必要がある。それだけに、重度の方はより難
しいという問題があるというのを認識しなが
ら、従来から特に重度の方を多数雇用する場
合には通常の場合よりも手厚い助成をしていくと
か、先ほどからお話に出ておりましたが、重度の方
を採用してもらったときには、一人を二人に雇
用率として数えて報奨金等において手厚くしよ
うとか、あるいは自治体と民間企業が一緒にな
りまして第三セクターをつくって、例えば工場
をつくること、二億円の助成をしようとか、そ
ういったことをいろいろやりながらやってきて
いるわけでありまして、一貫して努力は続けて
きています。一貫して努力は続けてきています
が、先ほど申しましたような、特に通常の障
害者の方に比べてさらに困難だという方の雇
用がまだまだおこなわれているのが実態かと思
います。今般そういったことも踏まえまして、
きめ細かな雇用対策ということで法案の改正も
願っていますというところでございます。

○山元委員 これは大変費用もかかりますし、
新しい分野といえますか、どんどん開拓してい
きなやならぬ部分ですから、重度の問題ある
いは精神障害回復者の問題、精神者の問題、
それぞれまた違う対策をとらなきやありません
。ですから、大変ですけどもぜひこれは、今申
し上げましたように、十五年間で、滞留化現象
という言葉を、養護学校で養護教育を受けて、
職につきたい、社会に出たいけれども、出ると
ころがない。例えば、十五年以上という施設に
いるという人が現在一六%に達していると言わ
れるんです。

です。あるいは四十歳以上の人が三〇%も
いる施設にですね。これは滞留化現象、行き場
がないということですね。ですから、そういう人
たちが本当に社会参加できるような、あるいは
就職できるような条件というものは、大変難
しいけれども、ぜひ積極的な御努力をこれはお
願いをしておきたいと思ふます。

時間がかかりなから、新しい事業の雇用支
援センターについて具体的に伺いをしたいと思
います。

この問題については、もう八年前、一九八
六年ですけれども、その当時の私どもの社会
党の石橋委員長が、「障害者雇用促進のため
の「レインボー・センター」設立の提唱」とい
うことで提議をされているわけですね。

それは、ずっとそれから以後社会党の一つ
の願ひといえますか、そういうものであつた
わけですね。けれども、概略言いますと、八
年前に、各企業において、障害者が就労す
る具体的な職務及び障害者受け入れを前提
とした職務編成の開発が進んでいないことが
指摘されて残念だ、そういうことを解決し
ていくためにレインボー・センターという
センターと同じような提案をされているわけ
です。各都道府県ごとに、障害者団体が中
心となって設立、運営するとか、あるいは
障害者雇用に関する各種の情報提供及び個
々のケースに応じた相談やアドバイスを定
着指導に当たるとか、あるいは職業カウンセ
ラーその他の専門家を積極的に養成する
、そういう仕事をしたいんだという提案を
八年前に社会党はしているわけですね。

そういう意味で、今度の雇用支援センター
というの、ついに実現できたというふうな
思いで高く評価をされているわけですね。一
遍このセンターの設立の趣旨ですね、私は、
社会党のレインボー・センターの趣旨、概
略だけ申し上げましたが、このセンターの
設立の趣旨と概要についてちょっと説明を
していただきたいと思ふます。

ンボー・センター構想を打ち出しておられた
というお話がありました。今回の雇用支援セン
ターには、確かに今おっしゃったような思
想が生きていないかと思ふます。今般設立
を予定しております障害者雇用支援セン
ターですが、先ほどからお話の出ています
雇用のおおきくは、重度の方の雇用を促
進する、こういった観点から、市町村に主
体になっていただくようにして設立を考
えているものであります。

特に、重度の障害者の方は、授産所
のような福祉施設に長い間おられると、な
かなかそこから外へ、雇用の場へつな
がっていかないというふうな問題がある
わけでありまして、今回はその福祉部
門と雇用部門とをつなぐ連携をさせよう
、こういったことを目標にしているわけ
であります。

具体的には、福祉部門にいらつしやる
重度の方、この方たちで職業的自立の意
欲も能力もありそうだとおっしゃるに
つきます。きめ細かき職業リハビリテー
ションをしまして、また職業適性検査等
も行う、簡単な職業訓練も行ってみる
。こういったことをいたしまして、さらに
進めれば、実際に企業に行つて実地見
学をする、企業における作業もやってみ
る。こういうことをしながら、確かに雇
用についても大丈夫だという方は、安
定所紹介によりまして実際に就職につ
なげる、こういったことを一貫してや
ろうというふうな思いでいるわけ
です。

その過程では、先ほどからお話に出て
おりますボランティアの方などにも御支
援をいただいで、福祉部門と雇用部門
と連携を図りながら最終的に就職に結
びつくよう努力をしたい、こういったこ
とを基本的な考え方として今回御提案
をしております。

が手を挙げて待ち望んでいるのだから
というふうな思いです。こういう計画が
出て、いち早くそういうふうな手を
挙げる、そういう自治体の、何とい
いますか、自主的な積極的な努力とい
うのは、これも呼び起こしていただく
ことが大事であるというふうな思
うわけですね。そういう事業を全
国に広げていくということで、今申
し上げましたように、滋賀県にも見
られるような自主的、積極的なもの
を呼び起こしていただくという方
針は、そういう手だてというのはい
ち早くお考えですか。

○渡邊(信)政府委員 今回の雇用支援
センター構想は、まず市町村が主体
になって法人の設立等あるいは運
営費の助成等をお願いする、こ
ういうことを考えておりました。国
はそのバックアップをするとい
うことになっております。まず何と
申しましても個々の市町村にお
いてこういった事業に取り組み
たいという主体的な意欲、努力
というのが大変必要であります。

今お話に出ました滋賀県におきま
しては、早い段階から同じような
構想で、既にこの法案の内容を先
取りするような形で準備されて
おります。現在まだ法案が成立
する前ですが、労働省に対しま
しても、ぜひこの構想に乗り
たいというお話も来ています。こ
ういった積極的な取り組みがあ
つて、初めてこのセンター構
想もうまく実現をしていくとい
うふうな思いでおります。

当面はまだ四センターというこ
とで今年度予算をセットして
おりました。いろいろと私ども
も下準備ということで市町村
の意向を聞いていたわけ
ですが、実際にはまだまだ
なかなかこの滋賀のよ
うなケースがほとんど出
てくるという状況ではな
いわけですね。まず市町村
に手を挙げていただく
初期のこの事業がスタート
するわけですから、滋賀
のようなケースをどん
どん広めていくこと、あ
るいは県を通じ、いろ
いろなところを通じてこの
構想を宣伝し、滋賀のよ
うな

積極的なところがふえていくことを期待しております。

○山元委員 評価していただいて、県人としてうれいわけですが、今もおっしゃいました、その計画が今あるのですが、市町村レベルという言葉ですね、局長、お使いになりました。この障害者の問題で言いますと、先ほども言いましたように、幾つかの分野があつて多様な障害者がいらつしやるわけですね。そして、それは何と云つても点として広い範囲でいらつしやるので、ですね。ですから、市町村単独で、市町村レベルで単独で事業をやるということについては、やはりこれは効率が悪いくふうな思ふのです。

滋賀の場合でございますと、大津・湖南地域といつて、滋賀県の三分の一近くの人口密集地帯を湖南といいますが、ずっと広いわけですから、南と南といふところがカバールしようといふことで発想されていくわけですね。市町村レベルでいふのは少し違ふわけですね。

ですから私は、障害者の皆さんへの支援ということでは、やはりエリアは広くとつて、規模を大きくしていく必要があるというふうな思ふのです。ですから、そういう点、各県に例えれば一つずつでもいいから、できるだけ広いエリアで運営をするというセンターをつくるという方向を目指すべきではないか。この市町村レベルでいふ言葉は余り使つていただきたくないと思ふのですが、それはいかがですか。

○鳩山国務大臣 市町村レベルという言い方を私もいたしておりますのは、都道府県レベルではありません、都道府県という四十七、一つずつつくりますという発想ではなくて、もつと住民に密着したきめ細かな仕事を、そういう支援センターにしたいという意味で申し上げておりますので、ですから、そういう意味では、先生御指摘のように、市町村レベルで私が申し上げたのは、若干ミスマッチングであることは率直におわび申し上げたいと思つております。

があるか、私は詳しくは知りませんが、各県で大体、小さくてこの程度で済むところもあるでしょうし、うちの県は面積も広くいろいろあるでしようし、三千三百地方公共団体を発想して言つていふわけではないのです。ただ、滋賀県は一つ、東京都も一つ、そういう都道府県の単位のものではないということ、その市町村の発意というのでしようか、我々こういうのをやろうというそういう気持ちで大切にしたというのを、あえてそういう表現をしたというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○山元委員 わかりました。ぜひそういうふうな、障害者雇用という一つの特性といふこと、そういうことからも広いエリアでいふことについて御努力をいただきたいと思ひます。

そして、このセンターですけれども、この設置とかあるいはそれからの運営というものについて、企業の労使あるいは障害者の関係の団体、障害者団体等の積極的な参加とか協力というものがなければ、生き生きとしたセンターにならないだらうというふうな思ふのです。そういう点、そういう人たちが、今申し上げましたような団体あるいは労使というものについて参加、協力をお願いをしていくという方策ですね、どういふふうにとられるのですか。

○渡邊(信)政府委員 障害者、特に重度の方の雇用を進めます場合には、雇用の場における問題だけではないで、そこに至る過程というものが大変大事だらうと思ひます。例えば、通勤一つとっても、職場に行くことがそもそも大変だということも、多いわけでありまして、重度の方の雇用を促進するためには、障害者の住んでおられる地域を挙げた取り組みが必要だといふふうな思つております。そういう意味でも、最小の、最も身近な行政単位である市町村においてどういったものが行われるのが望ましい、こういうふうな思つていられる

けでありまして、当然そこでは労使の方とかあるいは障害者団体の方の協力を最大限にいたさながら進めていく必要があると思つております。

○山元委員 この問題に関して、ILOの第百五十九号条約、御承知だと思ひますけれども、その条約の中にも、このことに関する国の政策を策定し、実施し、あるいは定期的に検討する、そういうことは代表的な使用者団体及び労働者団体、それから代表的な障害者の及び障害者のための団体も協議を受けるといふふうになつていふわけですね。ですから、国の政策を計画策定し、実施し、検討する、そういうことについて、今申し上げましたような団体と積極的に協議をする、こういうふうになつていふわけですね。

時間があるから、これはこの精神はやはり大事にして、今まで例えば労働政策等については審議会方式などもとられて、悪く言えば形だけそういうふうな整えられるけれども、ということになるわけですね。ここに書いてあるように、策定から実施から検討までずっと一貫してそういう団体と協議をしながらいふふうな書いてある精神といふのは、やはりそういうことを粘り強くきめ細かくやらぬとこういう政策といふものは実が入りませぬよといふことだといふふうな思ふのです。ですから、ぜひそういうふうな努力をしていただきたいと思ひます。

もう一つですが、先ほども少し出ましたが、障害者の雇用のための子会社、あるいは第三セクターがつくられていって、それぞれば民間の企業の皆さん、あるいは第三セクターでいえば自治体の皆さんが努力をしていただいている、こういう動きがずっと出てきているわけですね。例えば、新聞記者を見ますと、そういうものをあらわすのに「障害者の自立援助、採算性も重視」とか「職場に工夫、戦力育てる」、そういうふうな前向きにこの問題を取り上げていこうという動きがあるわけですね。こういう第三セクターの御努力といふわけですね、子会社づくりの努力といふものについて、労働省

はどういふふうな対応していらつしやるのか、あるいはそれをさらに促進していくためにどういふ施策をお持ちなのか、少し説明をしていただきたい。

○七瀬政府委員 たいまお話にございました第三セクター方式、これも障害者の雇用を伸ばすための非常に実効のある仕組みだらうと思つておりました。私も、各都道府県に少なくとも一方所というところでやつてまいりました。また、そのためにいろいろ助成もいたしております。

その結果、例えば平成に入りましてからは、その以前よりもピッチが上がつて、毎年二つずつくらい設立されてきているといふことですが、問題は、設置されている県では複数設置されて多数あるといふこと、さしてない県はまだ多数あるといふこと、ございませぬので、設置されている県のノウハウ、経験を本当にいろいろな形を通じて未設置県に伝えていくという仕組みをさらにきちんとやつていくことが、課せられた課題であるといふふうな認識いたしております。

○山元委員 ぜひ都道府県に一つ、そしてそれは社会貢献としてすばらしいことなんだ、あるいは企業としての採算性は十分あるんだ、そういうふうなことをひとつモデルになるように努力をしていただけていって、幸いにしてそういう努力をしてくれる企業が身近にある、自治体があるといふところの障害者は幸せですけれども、そうでないところへずつと広がっていく、こういう方式といふものを広げていくといふことは、これは今までの例が余りないわけですから、ぜひ努力をしていただきたいといふふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

時間があるから、最後にもう一つだけですが、先ほども少し出た納付金会計の問題ですね。見ると、昨年度未だか、四百億円の剰余金があるわけですね。これは未達成企業が多ければ多いほど納付金が多いわけですね。これは不幸せです。金はほとんど入つてきて残る。事業が、これを使って福祉施策を進めていくということが

行われなければ、それが少なければ金は残って行く。逆に、だんだんと達成率が上がってきて納付金が減っていくと会計が乏しくなる、事業が進んでくると金が要る、ついに赤字になる、こういうことになるわけですね。私は、早く赤字になるような状況が生まれることがいいことだと思っております。四百億円もの金が残っている、これはにんまりしている場合ではないと思うのですよ。

詳しいことは、少し具体例を挙げたかったのですけれども、そういう点で、やはり一方で納付金の収入が減るような手だてをすべきだと思いますし、一方でやはりこれだけあったら、私は、労働省の皆さん大変人手不足で大変かもしれぬけれども、もともとどんどんときめ細かく施策を進めていってほしい。今言いましたように、納付金が減ってくる、事業が拡大してくる、赤字になったら国庫で、やはりわんざわんざとみんな一緒に頑張って政府予算から出すのが当たり前だという運動をやりましょうや、そうでないと、四百億円というのがむだな貯金ということになってしまいうるというふうな思いから。その点はどうです。

○渡邊(信)政府委員 この納付金というのはゼロになるということがやはり理想だと思っております。現在四百億の、これは平成四年度の数字ですけれども、四百億の剰余金があるということ、今般福祉施設への新しい助成というふうなことを考えまして、積極的に活用していこうと思っておりますが、最終的には、雇用率が達成されまして、納付金がゼロになるということを目指したいと思っております。

なお、この剰余金の活用ですけれども、例えば施設をつくって助成をするというふうなときに、その後のランニングコストもかかるわけですから、十分財政の将来見込みというふうなものも考えながら計画的な支出が必要だと思っておりますが、いずれにしても、私どもこれを余す必要はないわけですから、有効に活用したいと思っております。

○山元委員 もう少しいいですか、その金の使い方一つだけ。

事業主団体というのがこの金を使う相手です、助成金を交付する相手。事業主ということだったらわかるわけですが、事業主団体にバスだとかいろいろの事業に対する助成をする。事業主団体の規定というのですか、どういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 従来、特に重度の方の雇用については、通勤対策や住宅対策が必要だということ、事業主が例えば障害者の方のために住宅をつくるというようなときに助成をしておりますが、今般事業主の団体についても助成の対象に加えるということにいたしました。これは、事業主が単独で行いますよりやはり規模のメリットというふうなこともありまして、事業主団体ということになれば地域的な広がりもできるだろう、こういうことを加味いたしました。今般事業主の団体を助成の対象に加えるということにしたものでございます。

○山元委員 だから、事業主団体とは、例えば工業団地があつて、そのところにグループをつくらば通勤バスの助成がしてもらえ、運転手の補助をしてもらえとか、それはわかるのです。私は、そういう既にある工業団地等はすぐ発想できるけれども、例えば、私の地元でありますと地場産業でちりめん工場が、機屋さんが幾つかあるのです。そういうちりめん屋さんの会社が、工場が幾つか固まって何とかしてくれと言ったら、それは事業主団体と認められるのか。あるいは、大きな企業が二つあつて、全然関係ない、こつちは電機屋さんでこつちは繊維会社としたら、このところをバスをとめてもらおうか、そのためのなにかをしようかと言つてこのA社とB社とが話し合ひをしたら、それは事業主団体と認められるのですか。私が言いたいのは、できるだけそういうことについて、工業団地がきちつとあるような既成の事業主団体というものでなしに、良識的なしつかりとした意図がわかるようなところには範囲を拡大して認めてほしいという気があるのです。

○渡邊(信)政府委員 代表的なものとして、工業団地とかあるいは中小企業協同組合とかいうようなものが考えられると思つて、今お話にありましたようないろいろな団体で代表者あるいは管理人の定めがきちつとしていて、したがつて事業主の団体だと認められるというものについては広く助成の対象に考えております。

○山元委員 時間が来てしまいました。障害者の雇用の条件というのは非常に難しい、景気の動向にもよりますけれども、そういう難しい状況になつていて、最初に申し上げましたように、障害者の十年が過ぎあるいは新長期計画も立てられた、それから障害者基本法も制定された、そういう高まりがずっとあるわけですね。しかし、私は甘いことではないと思つて、例えば、新聞でもついでこの間、「歯ざしりの「自主退職」障害者にリストラの波」、まず障害者がやめていかざるを得ないような状況が企業の中でつくられていくとか、首を切られるとか、あるいは別の新聞では、一月末の新聞で「障害者に木枯らしの季節 社会貢献より企業の論議」ということで、障害者が首を切られていくという状況も一方であるわけですね。

一方でそういう施策も確かに進んでいきますけれども、今しつかりとした積極的な姿勢でこの問題に取り組んでいかなければいけないという指摘を私も先ほどから幾つかさせてもらいましたけれども、これからの取り組みについて大臣の決意といひますかお考えをお聞かせをいただいで、終わりたいと思つております。

○鳩山国務大臣 労働省という役所は、常に働く労働者の立場に立つて物考えるべきであらう。もちろんそれは企業のことも考えないわけではなくて、しかし基本的なスタンスとしては働く人たちの立場に立つて物考えるべきであつて、その中でもとりわけハンディキャップを負つておられる、ほつておくと社会的に弱い立場に追い込まれてしまいがちな方々の立場を思いやるということが私は最も重要なことだと思つております。

して、今先生が読み上げられた新聞の見出しの幾つかを拝読いたすだけで、何か背筋が寒くなるような思いがいたすわけです。

自由主義経済社会というものは、企業は何をやつてもいいということではないわけ、社会全体が利潤、利益を求めていけばそれでいいという社会では絶対にない。私は考えておりますので、労働省あるいは労働行政がそれこそ障害者雇用に関して命がけだなど皆さんに評価していただけるような姿をお見せできる日まで、努力を続けなければいけないと思つて存じます。

○山元委員 ありがとうございます。終わります。

○松岡委員長 寺前殿君。

○寺前委員 四点ほどお聞きをしたいと思います。

その一つは、障害者の雇用率の問題です。九三年十月発行の労働省の「身体障害者及び精神薄弱者の雇用状況について」というのを読んでみますと、去年の六月現在で、一般企業で一・四一％という雇用率になつていて、先ほどからお話があつたとおりなんです。それを細分化して規模別に見ると、大企業の雇用率の方が悪いのが一般的にずつと数字として出てきます。この前、高齢者の雇用の問題を見ていたら、継続的雇用という面でも大企業の方が悪い。それから障害者の問題でも大企業の方が悪い。社会的存在としては大企業の位置が社会的発言権があるだけに、そうすると労働省が意識的にこの分野にメスを入れるということを実際に考えなければいけないことになるなというところをつくづく感ずる次第です。

何か本を読んでもらうと、こんなのがありました。身体障害者雇用納付金制度というのは、「事業主からの拠出金であつて決して罰金的なものではありません。このため、身体障害者雇用納付金は税法上損金又は必要経費として取り扱われます。」えらい優しく取り扱ふのだが、実際上は、雇用率を達成していないところについては納付金を出してもらいますよ、懲罰的な意味を含んでい

る性格じゃないのでしょうか。そうでなかったら、雇率の義務化というものが社会的責任としての感じを持たないことになるのじゃないだろうか、わざわざこんな言い方をしなくたっていいのじゃないだろうか。私は感ずるのですよ。

一般的な話ですから、まずは大臣に御見解を聞きたいと思えます。

○鳩山国務大臣 私は、こうした問題について法的な精緻な議論をする能力を持っておりません。

ただ、率直に申し上げて、労働大臣になりまして、障害者の雇用に関する法定されたパーセンテージというものを聞いて、片や納付金というものを納める、片やいわば御褒美というようにお金を差し上げるといふことを聞いたときには、つまり罰金でしようというふうな労働省の皆さんにはお話を申し上げた。まあ罰金というか、納付金という形になっております。

ですから、自由経済体制とか、まさに経済的な規制という意味でこれをどういふに言えはいいの、私は法制的な能力を全く持っておりませんが、しかし企業の社会的責任というものを考えれば、しかも六十三人に一人雇えばいいんで、従業員数が三百人以上のところから始まるわけですから、中小企業等についてはこれを適用していかないことを考えれば、一定規模の力を持った企業にはその責任を全うしてもらいますよという意味でこの制度が設けられていると私は思いますから、これは恐らく法律上は罰金と呼ぶことはできないのでありましよう、あくまでも納付金なのでありましようが、私は心としては罰金であつていい、こう思っております。

○寺前委員 だから、私は何も法律の話をしていふのじゃなくして、わざわざ労働省の文書の中にそんなことを書かなくてもいいのになんかということを感じますので、大臣にちよつと聞いてみただけです。

ところで、職業安定局集計の資料を見ておりましたら、実雇率というのが、六十三人から九十

九人のところは二・一ということになるのでしょうか、百人から二百九十九人になると一・五二だ、三百人から四百九十九人は一・三二だ、それから五百人から九百九十九人が一・二八、千人以上が一・三〇という数字が出ていますのが、国なり自治体なりの雇率率はたしか二ですね、それから、特殊法人の場合で一・九でしたか、たしか。

そうすると、本当に小さい、百人未満のところは全部国の水準も突破することができているんだ、こう考えてきたときに、それでは何で雇率率をあえて一・六というふうな低い段階を提起しておらなければならぬのか。この点でも、社会的存在として、国なり特殊法人なりの水準をおのれの使命としてやろうじゃないかということをお手企業の中に提起することは検討されたいの、どうか、私に、今の話の続きとて不思議でならないので、次に聞いてみたいと思つております。

○渡邊(信)政府委員 この法定雇率の一・六というものがどういふ考え方に基づいてそれもも設定されているかということではないかと思つて、この一・六という数字が達成をされますと、働く意欲と能力がある障害者につきましては、ほは雇用の場、職業の場を確保できる、こういふことを一応の前提としてはじき出された数字であります、これはかつては一・五であつたわけですが、その後障害者がふえている、こういふ状況等も背景にいたしまして、一・六に現在引き上げが行われているものでありまして、ただ、この数字は法律上五年ごとに見直すということにされておりますから、これが次回は平成八年ですけれども、その時点につきましても、また雇用の状況等を見ながら数字の見直しもあるかと思つて、現在は一・六という数字では障害者の方の雇率は達成できる目標ではないか、こういふこととでやられているわけでございますから、特にどこに高くどこに低くというふうなことは現在考えておりません。

○寺前委員 だから私は、見直しをする以上、見直しをしたら、

直しをしたらわなければならぬ分野というの、その点でも零細な業者の皆さんがそういう努力をしておられることと比べてもおかしいなと思つて、それからさらに、精神薄弱者についてはたしか雇用の義務はないの、精神薄弱者、それから、精神障害者、難病患者などは全く外なんでしょう。こういうものを含めて、私は、障害者の問題について、せつかく国際障害者年計画今改めて今日のこの雇用の不安な状況を考えたときに、こういう点の見直しをひとつせひ考えてほしいと大臣にお願いしたいと思つて、いかがでしょうか。

○鳩山国務大臣 障害の種類によつて障害者をどういふふうに見るかということがございまして、一般に身体障害者の場合は雇義務がありますし、雇率へのカウントがされます、当然助成金も出ます、職業指導等もある、こういうことになるわけですね。精神薄弱者の場合は、雇義務のところだけなくて、雇率へのカウントがあり、助成金も出るといふようなこと、また、いわゆる精神障害回復者と言われる方、精神分裂病、躁うつ病、てんかん等が回復してこられた方々に関しては、雇義務もカウントもなされなけれども助成金が出るというふうな形になつて、その他の障害者については、難病の方等は職業指導や求人開拓はする、こういうことになつておるわけで、こういう分類が今のところなされておつて、合理性を持つていてと思つておるけれども、例えば、今この四つ分類があつても、その中にL Dの方などというふうに分類されるんですか、こう言われたら、私は今答弁できないとか、難しい問題がいっぱいあると思つておりました。

要は、冒頭政府委員の方からお話をいたしました、働く意欲があつて、そしてきめ細やかな職業リハビリをやることによつて働くことのできる、意欲もあつて働くこともできる方が社会に参加できる、そういう方々をすべて参加せしめるよ

類も考えていかなければならないと思つて、

○寺前委員 では、働く意欲のある人が働く意欲を満足させるようにさせてあげるために、制度的な見直しというのは常に検討されるべきじゃないだろうかという意味で今の問題提起を私はしたのですが、面倒見てくれますか。

○鳩山国務大臣 だから、結局そこはぎりぎりまで努力をすることだろうと思つておるのです。いわゆる働く意欲とか能力という問題なんですよけれども、例えば精神的な障害を持たれておる方々が、生活指導も非常に難しいとか、就業、仕事につかせることにならぬ困難が伴うというふうな場合、事業主に対してそういう方の雇率を義務づけるということになると、これはまたなかなか難しい問題も起きてくるわけでしょうから、ただ、そういう方を雇えば雇率にはカウントいたしませんよという、そういう仕組みになつておるわけですよ。ですから、そういうように、義務づける、雇率を義務づけるのは事業主にとっては酷だけれども、でも、そういう方も今後のきめ細やかな指導等できりぎりまで社会参加できるように努力するということだと思つておる。

○寺前委員 どうもあいまいですが、検討してください。

それから、私はこの間、滋賀県の信楽町の社会福祉法人信楽青年寮の話を聞きました。八十人ほどの寮生のうち、三十人ほどが事業所に雇用されておる。施設の職員が仕事と一緒に連れて行くことからは始まるわけですが、時に障害者がトラブルを起こしても、その後フォローする体制がとれておるの、仕事も続けられる。よほど介護を面倒見ていかなければならない障害者が、意欲があつてもなかなか進まないという問題がある。こういうことで、せめて三人に一人の面倒を見る人がついたら、いろいろやつていけるんだということを感じておりました。

例えば、紙を十枚数えるからといって、くぎを十本数えられるとは限らない人がおるのです。だから、辛気臭いぐらい面倒見ていかなければ

う人たちの意欲を引き出すことはできないし、しかし、それだけの手を打っていったら生き生きとした社会への参加ができるんだ。そういう点では、業務遂行援助者制度というのをつくられたようなんですけれども、聞いてみたら、これが知られていないという問題があるんですね。せっかくいい制度であつたら、私は大いに宣伝して、積極的に組み入れてもらつたらいいと思うのですが、これは一体どういうふうな今普及されているんでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 特に精神薄弱者の方の就業を援助するという事で、今御指摘のあつた援助者の制度を設けておりました。国としても援助者を得た場合には助成をするという制度を設けておりますが、まだまだ利用されるケースが少ないという御指摘につきましてはそのとおりだろうと思つております。私ども全国の安定所等を通じて、例えばパンフレットもつくつてPRに努めているということもございます。まだまだ努力が足りないという事でございますので、さらに努力を続けなければいけないと思つております。

○寺前委員 これはたしか百七十七人の予算でやつておられるはずですね。間違ひございませぬね。全国何県に普及しているでしょう。

○渡邊(信)政府委員 四年度の支給件数の実績が百七十七件ということでございます。(寺前委員)何県に広がっている、地方自治体と呼ぶその資料は手元に持ち合わせておりません。

○寺前委員 その程度なんでしょう。要するに普及はしていない。せっかくいい制度を考えたのに私は残念でならないんだ。だから、この前の総務庁の職安を何カ所調査したとかこうやつたじゃないけれども、障害者問題があれだけ大問題になつてきたのに、国際障害者年まで設けてきたのに、せっかく考えた制度が生きてきていないという事が私は残念でならないので、ぜひともこれをあまねく普及することができるよう検討してください。これをお願いしたいと思います。よろしおすか、それは。御答弁ありますか。

○七瀬政府委員 ただいま先生のお話の趣旨も踏まえまして、こういう制度が広く周知徹底され利用されていくように対応していきたいと考えております。

○寺前委員 時間の都合もありますので次にいきますが、障害者雇用支援センターというのをいよいよ今度は発足させようと、聞いてみたら埼玉、滋賀、岡山、熊本の四カ所です。始めるといふんですけれども、都道府県でいきますと、今障害者の職訓校というのは何県にあるでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 設置の箇所数で現在、全国十九校でございます。

○寺前委員 全国十九県、それで、これまた障害者雇用支援センターで訓練をしようという事、いいことだと私は思う。だけれども、これは出発で四県で来年は四十県いきますよというのやつたら、これはそうかというふうには聞きませうけれども、四県で、もしもこれは同じテンポでいつたら日本全国何県あるんだろうかな、こうなります。十年かかる。職訓校は前からあつたんだけれども、障害者の職訓校十九校、前からあつたところでの水準だったら、せっかく制度をつくつたて、ああいう制度があらまっせという話だけになつてしまつて、全国にせつかくの制度が生きてこないことになつてはこれまた大変だと思つております。私は、これは県段階から下下の段階までつuckingいかなければならぬ制度だと思つただけに、国自身が積極的な年次計画を立てておやりになることが必要ではないかと思つたのですが、いかがでしょうか。

○七瀬政府委員 今回御提案申し上げている法律案の中で支援センターを設けることとしたしておりますが、まず四カ所と申しましたのは、最初の年に既に準備ができているところを中心にするだけ立派なものをつくつて、その成果が全国的に広がりをを見せていく、そしていろいろなところで準備ができていくという事で逐年整備、設立をやつていくという事でございしますので、それはやはりもう少しテンポを速めなければいかぬという事もございますし、ある程度計画的にやつていかなければならぬということでございます。が、実施計画というか、機運の盛り上がりとおわせて計画的につくつてまいりたいと思つております。

○寺前委員 だから、計画的といつたつて二十年計画ではちよつと遅うなるといふことになりまして、詰めた計画を大臣ぜひ見えてほしいと思つたので、最後に、もう一つお聞きしたいのです。これは昨年の春の予算委員会でも問題になつたことですが、障害者が職業訓練施設に行く場合には、それは働いておつた人が行くという場合と一から行く場合と若干違ひますけれども、そこへ行つたら十数万前後のお金が出る。だけれども、全国三千五百カ所という共同作業所では働いて訓練を受けている多くの方々がおるわけなんです。そういうところは面倒を見ない。せつかく訓練をして一般社会に出ていくという事でどつちもやつておられるのに、これは見いひんのおかしいじゃないかということが話題になりました。そのときに、当時の村上国務大臣は「就職の困難な重度障害者の雇用促進については、この意見書申にございまして、福祉対策との連携を図つていくことが重要である」と、大いにそれはやつてまいりたい。そしてまた、おっしゃいますように、そのような観点から障害者の雇用促進に役立つ作業所についてどのような援助ができるのか、十分今後検討課題としていきたい、今後検討課題にしていきたいと言われて、もう一年になるわけですが、今度の中にこれが生きてきていますでしょうか。御説明をいただきたいと思つたので。

○渡邊(信)政府委員 今般設立を予定しております雇用支援センターにつきましては、基本的には授産所等の福祉部門と連携をとりながら重度の方の就職促進を考えているわけでありまして、その対象としましては、授産所等だけではなくて、いわゆる小規模作業所といったところにおられる障害者についても、この方たちを対象にしようとい

うことで予定をしておるといふふうにご考えております。○寺前委員 具体的中身はどういうことをおやりになる計画ですか。

○渡邊(信)政府委員 これは特に小規模作業所だけということではなくて、今回の構想の中身になるかと思つたけれども、福祉部門、小規模作業所等も含めましてそういったところで簡単な訓練なり作業なりを行っている重度の方で職業につけそうだという方につきましては、この雇用支援センターにおいていろいろな訓練なり職業適性検査なりというものをやつて雇用につけようと思つておられるわけでございます。

○寺前委員 いや、私の聞いているのは、小規模作業所で面倒見ないかぬじゃないかと去年問題提起して、大臣が検討しよう、こうおっしゃつた、ことしの中にそれは生きてきているんですか聞いています。ちよつと具体的に御説明をいただきたい、こういう事です。

○太田説明員 先生御指摘のように、いわゆる小規模作業所につきましては、重度の障害者を一般雇用につけようとするに当たりまして一定の役割を果たしているものと私どもも考えているわけでございます。このことを踏まえまして、今年度から職業リハビリテーションの一環として、小規模作業所に入所いたしました一般就職を希望する障害者を対象に、その生活指導のための支援を小規模作業所と連携して行うような新しい事業を実施することとしておられます。

○寺前委員 私、非常に大事だと思うのです。初めて労働省が小規模作業所にそうやつて積極策に打つて出られた。私はこれは注目すべきだと思うのです。そこで、せつかく展望を開かれる役割を果たされたんだから、次には、何というんですか、共同作業所、小規模作業所へ行きますと軽度の人々が結構おるわけですよ。こういう軽度の方々が一体どういうふうにかへ、働くことができる展望に向かつていくのかという訓練をやつておられるわけですか。

ら、そういう人たちが今度の制度で、普及するならば、私は非常に値打ちのある出発点にことしはなるというふうはこの問題について評価しているのです。

だから、そういう意味では、ぜひせっかくことしからやろうということに進められたのだつたら、今全国にある都道府県では、小規模作業所については何ぼかずつと面倒を見てきているのですよ、お金を出して面倒を見てきているのです。そこで、これらの規模の中で、例えば身障手帳の三級、四級を持っている人はどれだけおるとか、療育手帳を持っている人が中程度以上どれだけおるとか、そういう実態調査をやっていたら、この分野の人たちがどれだけ積極的に就職へ発展させることができるかという性格を持つことになり、私は、せっかく出発された助成制度を前進させるために、実態調査をやつてもらふ必要があるのじゃないだろうかということを感じますので、いかがでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 私ども、すべての障害を持つ方に雇用の場を確保するということが目的でございますから、今先生おっしゃったようなことも十分念頭に置いて考えていきたいと思つています。

○寺前委員 そうすると、今度の法改正の中で、通勤や住宅について面倒を見ようという内容が入っていますね。そうすると、私は、こういう問題についても、小規模作業所がせっかく踏み出されたのですから、こういう問題についても企業や団体の面倒を見るんだということに、団体の中に入り、したがって小規模の作業所についても同じように取り扱われることを検討してほしいと思つています、いかがでしょうか。

○渡邊(信)政府委員 この住宅や通勤に対します助成は、納付金を財源にして支給するというものでございまして、この納付金はあくまで雇用関係のあります事業主から徴収する、事業主から納めていただいている財源でございまして、一般的に申しますと、雇用関係のないところにつきましてこの納付金を使用するということは現行法では

できないというふうを考えております。○寺前委員 そうすると、せっかくその枠を取つて、小規模作業所にまで問題を、一般就職をするという前提の小規模作業所について面倒を見ようということ、これは展望をちよつと開いたわけですね。それで、これを普及してもらつたように調査研究してもらつて、通勤やこういう問題についても、やはり悩みは同じことになってくるわけですね。だから、これを何らかの形で切り開く道を私はぜひ検討してほしいなというふうに思つたのですが、もう時間が来ましたので、大臣にひとつ御検討いただけないだろうか、お願いしたいと思います。

○鳩山国務大臣 小規模作業所等は、私も地元でよく立ち寄ることがございまして、そうした中から、正式な雇用関係のある、そんな働く人生を送れる人もこれから出てくるはずだというふうに思つて、それこそ支援センターが全国に何百と網羅されていく段階で、その支援センターと全国数千あるという小規模作業所とを連携して雇用の、いろいろな職業の訓練をやる、共同してリハビリをやるというような形になっていけば理想であろうと思つておりますが、ただいま部長の方からお答え申し上げましたように、何といつてもこれは納付金という形で、雇用関係を取り結んでいるところからお金をちよつといただいている。実質的には従業員三百人以上のところからこれをちよつといただいております。私どももあくまでもこの雇用の促進という観点で何でもかんでもやりたいのですけれども、これは身障者の雇用の促進のための法律でございまして、あくまでも雇用政策でございまして、この雇用政策と福祉政策の連携をどうとっていくかということ、また別途考えていかなければならないことだと思つています。

○寺前委員 お約束の時間が来たので終わりますが、何も納付金だけすべてを見なければならぬということはない使命だというふうに思つています。

ので、ぜひとも御検討いただきたいということをお願いして終わります。○松岡委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。○松岡委員長 これより討論に入るのではありませんが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。○松岡委員長 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕○松岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思つますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕○松岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松岡委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時四十七分散会

労働委員会議録第三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
四	三	一	かかつたら、	かかつた、
三	二	末	高年齢	高年齢者
三	二	考	えて	答えて
一	一	末	十分	不十分
一	三	六	可決	可否
一	四	一	二十七の	二十七日の
一	一	三	あいは	あるいは
一	一	三	高齡	高年齢
三	三	三	ときは、	ときに、

平成六年六月二十七日印刷

平成六年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K